

衆議院文部科学委員会ニュース

【第208回国会】令和4年4月27日（水）、第11回の委員会が開かれました。

- 1 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（内閣提出第35号）
 - ・末松文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・坂本祐之輔君（立民）及び宮本岳志君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立民、共産）
 - ・山本ともひろ君外3名（自民、立民、維新、公明）から提出された附帯決議案について、白石洋一君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産）
 - （質疑者）坂本祐之輔君（立民）、白石洋一君（立民）、吉田はるみ君（立民）、三木圭恵君（維新）、掘井健智君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

坂本祐之輔君（立民）

- (1) 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案について
 - ア 大学の研究力強化に係る施策について
 - a 既存の施策の効果
 - b 本法律案による施策と既存の施策との違い
 - イ 国際卓越研究大学が世界と伍する研究大学を実現したと言えるかを判断するために、具体的な指標や目標を示す必要性
 - ウ 大学をまたぐ共同研究も多い中で助成を大学単位とした理由
 - エ 大学ファンドの運用と国際卓越研究大学への助成について
 - a 大学ファンドの安全で安定的な運用の実現方策
 - b 3%プラス長期物価上昇率という運用目標の妥当性
 - c 運用益が確保できない場合等における大学への助成の在り方
 - オ 年3%程度の成長が求められる大学の事業の具体的な内容、特に授業料の値上げが含まれる可能性
 - カ 附則第3条の検討規定について
 - a 検討を行う機関及び講ずる法制上の措置の内容
 - b 政府による検討及び措置が、大学等における教育研究の特性への配慮を定めた本法律案第2条及び国立大学法人法第3条に抵触する可能性
 - キ 国際卓越研究大学の認定等における総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び科学技術・学術審議会からの意見聴取について
 - a 独立行政法人日本学術振興会を意見聴取の対象としなかった理由
 - b 国際卓越研究大学の認定等が政治主導で決められる懸念に対する末松文部科学大臣の見解
 - ク 公財政教育支出の対GDP比について
 - a 日本がOECD加盟国中最下位となったことについての末松文部科学大臣の見解
 - b 数校程度の世界と伍する研究大学の実現により我が国の研究力が強化・底上げされるのか
 - c 少なくともOECD加盟国平均まで引き上げることが喫緊の課題ではないか
- (2) 部活動の地域移行に関する経済産業省「地域×スポーツクラブ産業研究会第1次提言」について
 - ア 地域移行の受皿となる地域スポーツクラブをサービス業と捉え、部活動のビジネス化を推進する方向で議論が進められているのか

- イ スポーツベッティング（スポーツ賭博）の収益を財源とするとの報道について
 - a 将来的にスポーツ賭博の収益を部活動に充当する可能性の有無
 - b 当該報道内容の事実確認
- (3) 経済面だけでは押し量れない研究や部活動の分野に市場原理を導入することについての末松文部科学大臣の見解

白石洋一君（立民）

- (1) 地域文化財総合活用推進事業について
 - ア 本事業の周知方法
 - イ 納期を1年とすることは伝統工芸職人の仕事の実態と合わないのではないか
 - ウ 令和3年度補正予算に係る事業でも1年の期間を超えることは可能か
 - エ 用具等の修理と新調で補助金の上限額に大きな差がある理由
 - オ 事業の実施に当たって、地域の日本の職人に仕事が行くようにする必要性
 - カ 本事業がより周知されるよう工夫する必要性
 - キ 令和3年度補正予算の本事業に漏れた申請を対象に令和4年度補正予算案に本事業を盛り込んでどうか
- (2) 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案について
 - ア 国際卓越研究大学研究等体制強化計画について、文部科学省の基本方針との整合性を求める必要はあるのか
 - イ 国際卓越研究大学の認定に際し総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の意見を聴く理由
 - ウ CSTIの庶務を担当する内閣府の科学技術・イノベーション推進事務局に所属する職員数
 - エ 政治家がCSTIの委員であることで意見に政治的な偏りが起きる可能性
 - オ 国際卓越研究大学の認定にCSTIが関わることで大学の自治が危うくなる可能性
 - カ 大学運営に関する重要事項の決定を行う合議体の設置により、経営組織が教学組織の上位に立つことになるのではないか
 - キ 経営組織が教育内容やシラバスの内容に関与する可能性
 - ク 大学ファンドの運用益が想定を下回った場合の対応

吉田はるみ君（立民）

- 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案について
- ア 大学ファンドの運用及び国際卓越研究大学への助成の流れ
 - イ 国際卓越研究大学の認定を受けるためのガバナンス改革に伴う経営組織と教学組織の分離について
 - a 想定される国立大学の反発
 - b 経営的手法を取り入れることで、不採算部門の効率化を誘発することはないか
 - ウ 想定している大学ファンドの運用年数及び1校当たりの資金提供年数
 - エ 年3%程度の事業成長が達成できなかった場合における責任の所在
 - オ 国際卓越研究大学に認定された大学が入れ替わる可能性
 - カ イギリスのケンブリッジ大学が自己ファンドを確立するまでに要した年数
 - キ 東京大学の経常利益及び寄附金の額
 - ク 日本の直近のGDP成長率
 - ケ 事業成長年3%を実現するために国立大学の授業料は値上げしないと切り切れるか
 - コ 日本の研究力が向上しない原因

- サ 研究者の雇用の安定及び女性研究者への支援策
- シ 教育や研究の充実のための予算確保は政治の責任であるという意見に対する末松文部科学大臣の見解

三木圭恵君（維新）

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案について

- ア 世界と伍する研究大学の具体像及び必要な資金規模
- イ 国際卓越研究大学を含む各大学への寄附を増額する方策
- ウ 「国際的に卓越した研究」とは何か、また、経済社会における活用を目的とした研究に限定されることにならないか
- エ 研究支援を行う技術者等の人材育成や確保の改善策及び大学ファンドの関与
- オ 博士課程の学生の研究や生活を支えるために十分な資金援助を行う必要性
- カ 国際卓越研究大学からの提案が予想される規制緩和事項
- キ 将来的に国立大学法人が資産運用を目的とする子会社設立を可能とすることについての文部科学省の見解
- ク 大学自らが資産運用を行う流れを政府が作る必要性
- ケ 新たな技術が社会に出る際のアカデミアからの批判等に対して、研究成果が社会に出ることを政府が後押しする必要性

堀井健智君（維新）

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案について

- ア 大学の資金調達の内訳について
 - a 日米の大学の資金調達やファンド運用の違いに関する文部科学省の分析
 - b 我が国の大学のあるべき姿についての末松文部科学大臣の見解
- イ 将来的に期待される国際卓越研究大学の資金運用の体制
- ウ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）における大学ファンドの運用について
 - a 年3%の運用収益を達成するためのリスク管理
 - b 資金運用の責任者
 - c 資金運用の監督・監視体制
 - d 大学ファンドの原資である財政融資資金の償還計画
- エ 国際卓越研究大学に認定されるために求められる研究の業務執行と管理運営の業務執行の役割分担の基準
- オ 国際卓越研究大学に求められる年3%の事業成長が授業料値上げの要因となる懸念
- カ 博士課程の学生に対する大学ファンドからの支援は国際卓越研究大学以外の大学の学生の支援に充てるべきとの意見に対する末松文部科学大臣の見解
- キ 国際卓越研究大学に求められる改革的なガバナンス体制が我が国全体の大学改革につながることへの期待

西岡秀子君（国民）

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案について

- ア 世界のトップレベルの大学を目指すためのこれまでの施策の効果及び検証についての末松文部科学大臣の見解
- イ 平成16年の国立大学法人化以降の国立大学法人運営費交付金の減少が我が国の研究力の低下の要

因ではないか

- ウ 国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の大学の基盤的経費を増額する必要性
- エ 本法律案により限られた大学だけが大学ファンドによる支援を受けることは大学間の格差拡大を助長するのではないか
- オ 地方大学について一層の支援を講ずる必要性
- カ 本法律案により、応用研究が優先され基礎研究が疎かになるのではないか
- キ 本法律案第2条について
 - a 大学ファンドの支援により、大学において特定の研究の推進及び組織の在り方を変更することなどが強いられるのではないかと懸念に対する末松文部科学大臣の見解
 - b 大学における研究及び研究の特性への配慮を担保するための具体的な方策

宮本岳志君（共産）

- (1) 4月15日の文部科学委員会における「フランスの無償制度については、逆進性だという批判があるというふうな話も実は出ていると聞いている」との増子高等教育局長の答弁について
 - ア 国際人権規約に基づく高等教育の漸進的な無償化を否定するものではないことの確認
 - イ 高等教育の無償化の漸進的な導入に引き続き取り組むことに変わりはないことの確認
- (2) 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案について
 - ア 科学技術・学術政策研究所の報告書（研究論文に着目した日英独の大学ベンチマーキング2019）において日本の研究力の向上に必要とされている内容
 - イ 大学ファンドによる助成の対象となる大学数
 - ウ 日本版A A A S 設立準備委員会及びN P O 法人日本科学振興協会の研究環境改善ワーキンググループが本年4月20日に発表した提言について
 - a 本提言を文部科学省は承知しているか
 - b 本法律案により、本提言で指摘されている「意欲の低下」及び「人材の流動性の阻害」が生じるおそれ
 - エ 科学研究費助成事業等の採択の審査をこれまで日本学術振興会が行ってきたことの確認
 - オ 本法律案において規定される国際卓越研究大学の認定方法
 - カ 総合科学技術・イノベーション会議（C S T I）の構成員の内訳
 - キ 本法律案第3条第3項の規定内容
 - ク 河野太郎防衛大臣（当時）から文部科学省に対して科学研究費助成事業を文部科学省と防衛省との共管にするよう要求があったか否か
 - ケ 『文部科学教育通信 No. 471』における甘利明衆議院議員のインタビュー記事について
 - a 上山隆大氏、五神真氏及び橋本和仁氏の現在の役職
 - b 大学ファンドの設置及び運用益による助成業務を担う機関
 - c 本法律案の策定の背景に一部の政治家の主導があったのではないかと意見に対する末松文部科学大臣の見解
 - d 本記事の詳細について調査すべきとの意見に対する文部科学大臣の見解